

平成 29 年 3 月 22 日

食品表示法に基づく食品表示基準の一部改正に係る消費者委員会への諮問について

消費者庁では、本日、食品表示法第 4 条第 2 項の規定に基づく食品表示基準の一部改正に係る消費者委員会への諮問を行いましたので公表します。

記

1. 諮問内容

加工食品の原料原産地表示制度に係る食品表示基準の一部改正

2. 諮問に至った経緯

加工食品の原料原産地表示について、平成 28 年 1 月から同年 11 月までの間、消費者庁と農林水産省の共催で「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」を開催し、その検討結果について同年 11 月 29 日に中間取りまとめがなされました。

上記中間取りまとめの内容を踏まえて食品表示基準を一部改正するものです。

本件に関する問合せ先

(担当) 消費者庁食品表示企画課
船田、川口、竹内、野村

TEL : 03-3507-9223 (直通)

FAX : 03-3507-9292

H P : <http://www.caa.go.jp/>